

第 11 漁船検認について

1 漁船検認を受ける義務

登録票の交付を受けた者は、その交付の日から5年を経過したとき、又は、検認の日から5年を経過したときは、その登録した漁船及び登録票について都道府県知事の検認を受けなければなりません。（法第13条）

2 検認を実施しない漁船

(1) 次の漁船は検認を実施しないので、予め所定の手続き等を行ってください。

- ・水没や船体の損傷等により、漁船としての使用が困難と判断のできる漁船
- ・死亡又は解散している所有者の漁船
- ・譲渡及び廃船等を予定している漁船
- ・船名及び漁船登録番号が不明瞭なため、検認該当船と判別できない漁船
- ・検認該当船と異なった船名及び漁船登録番号が標示（表示）されている漁船
- ・漁船登録番号が板などに記載され吊り下げる方式の漁船
- ・小型機船底びき網漁業の漁船であって、その漁業許可番号が表示されていない漁船
- ・漁船登録票を紛失・き損している漁船（き損：検認証印等が押印できない状態）
- ・所定の船外機（電気点火機関）が搭載されていない船外機船

(2) また、次の漁船は検認を途中で中止します。

- ・改造許可を要する長さ10メートル以上の動力漁船であって、実船検認が不合格となる漁船
- ・検認途中、漁船登録票を紛失・き損していることが判明した漁船

3 漁船検認の基準

漁船検認の基準は、次のとおりとし、原簿記載事項の内容と実船の内容が相違している場合は、検認「不合格」とします。

- ・検認該当船の構造又は漁労設備等の装備が、原簿に記載されている漁業種類等と一致していること。
- ・検認該当船の長さ、幅及び深さについては3%、また、総トン数については10%の誤差範囲内で、原簿に記載されている長さ、幅、深さ及び総トン数と一致していること。
- ・検認該当船の推進機関の種類及び馬力数が、原簿に記載されている推進機関等と一致していること。
- ・検認該当船の無線設備の無線電波の型式及び空中線電力が、原簿に記載されている無線電波及び空中線電力と一致していること。
- ・検認該当船の状況が、原簿に記載されている進水年月日と一致していること。

4 漁船検認の事務手続き

漁船検認を実施する年度当初に、事務所から当該年度の検認実施予定についてお知らせしますので、検認実施日程等の調整を行ってください。